

「令和8年度 安全操業自助対応力強化事業委託業務」 企画提案募集要領

1. 募集の趣旨

沖縄県は、南西約 1,000 km、南北 400 km の広大な海域に点在する島嶼県である。

本県は、漁船の事故率が全国より常に高い水準にあり、なかでも整備不良が事故の原因となった割合が全国と比較して高い。また、漁業者における個人経営体の割合は約 98% であり、海上での操業時に緊急事態が生じた際、個人での対応が求められる（全国 93%）。本県は、海上保安庁からの救難支援に時間を要する離島が多いことから、トラブル時の漁業者の初動対応が重要となり、日頃の漁船整備に係る技術的な蓄積が必要となる。

そのため、漁船や漁具の整備に係る自助対応力の強化を図り、安全操業体制を確保する必要がある。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務内容

令和8年度 安全操業自助対応力強化事業委託業務企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）に記載のとおり。

(2) 委託期間

契約締結の日～令和9年3月19日（金）

(3) 委託料上限

金 15,383,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

3. 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接

- な関係を有する者でないこと。
- (3) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店等（営業所を含む）を設置している法人であること。コンソーシアムで本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店等を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
 - (4) 沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、沖縄県や官公庁等行政機関で本企画提案と類似の受託実績を有している企業・団体であること。
 - (5) 別添仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
 - (6) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

4. 応募方法等

(1) 応募に係る質問

質問がある場合は、令和8年7月29日(水)12:00までにEメールにて質問書【様式1】を提出することとし、申請者から電話による受信確認をすること。

回答は令和8年7月31日(金)までにホームページ上に公開する。

なお、簡易な質問であれば電話又はメールでも受け付ける。

(2) 応募書類等の提出

ア 提出期限：令和8年8月10日(月)17:00（必着）

イ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとする。

(3) 提出書類

下記資料を一連とし、片面印刷でA4判フラットファイルに綴って提出すること（左綴り）。各様式の間にはインデックスで間仕切りを入れること。提出部数は7セット（原本1部、コピー6部）とする。

- ア 応募申請書 【様式2】
- イ 企画提案書 【様式3】
- ウ 会社概要書 【様式4】
- エ 積算書 【様式5】
- オ 実績書 【様式6】
- カ 誓約書 【様式7】
- キ コンソーシアム協定書 【様式8】
- ク 定款及び登記事項証明書（支店登記していない場合は、事業開始等届出証明書）
- ケ 決算書（直近2年間）
- コ 法人税等の滞納がないことを示す資料（直近2年間）
- サ その他参考資料（必要に応じて）

- ※ コンソーシアムの場合は、【様式4】【様式6】【様式7】については構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式8】の写しを添付すること。
- ※ 沖縄県内に本店又は支店等があることを証明する書類を添付すること。
- ※ 【様式3】は、企画提案仕様書を参照して作成すること。書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。
- ※ 各様式は任意様式の提出も可能とするが、必ず様式左上に様式番号を記入すること。

5. 審査

(1) 審査の方法

ア 応募者が3社以下の場合は、沖縄県農林水産部水産課において一次審査（書類審査）を行い、応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを二次審査（プレゼンテーション審査）の対象とする。応募数が4社以上の場合は、一次審査を行い、適格者の中から上位3社について二次審査を行う。

一次審査の結果はEメールにより通知する。

イ 二次審査については、沖縄県農林水産部に設置する企画提案審査会においてプレゼンテーション審査を行う。

※プレゼンテーション審査に換えて書面審査を行う場合がある。変更内容については、二次審査対象者に連絡する。

ウ 各委員が評価した総合得点が高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。

（今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。）

エ 審査結果については、Eメールで通知するとともに、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。

オ 審査過程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

(2) 二次審査の内容

ア 提出した提案書に基づき説明すること

※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。また、プロジェクター等の使用は認めない。

イ 審査会場への入場者は2名以内とし、各25分間（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）でプレゼンテーション審査を行う。

※プレゼンテーションの詳細については、別途連絡を行う。

(3) 審査基準

ア 本事業の趣旨や課題を認識し、目的に沿った提案であること。

- イ 具体的且つ現実的な提案であること。
- ウ 事業後の発展可能性を有していること。
- エ 実施スケジュール、手順、手法が妥当であること。
- オ 事業実施に当たり、妥当な積算であること。
- カ 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

6. スケジュール（予定）

令和8年	7月22日（水）	公募開始
	7月29日（水）12:00	質問締切
	8月10日（月）17:00	企画提案締切
	8月14日（金）（予定）	企画提案審査会
	8月下旬（予定）	採択決定
	9月上旬（予定）	契約

7. 委託企業決定後の業務執行について

(1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし次に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- ア 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※ 契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

101 条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の

規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄与に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

8. その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 事業の実施にあたっては、県及び関係漁業団体等と随時実施内容を協

議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。

- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (5) 1 事業者（コンソーシアム）あたり、提案書は 1 件とする。
- (6) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとする。

9. お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 水産課 漁業管理班

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁 10 階）

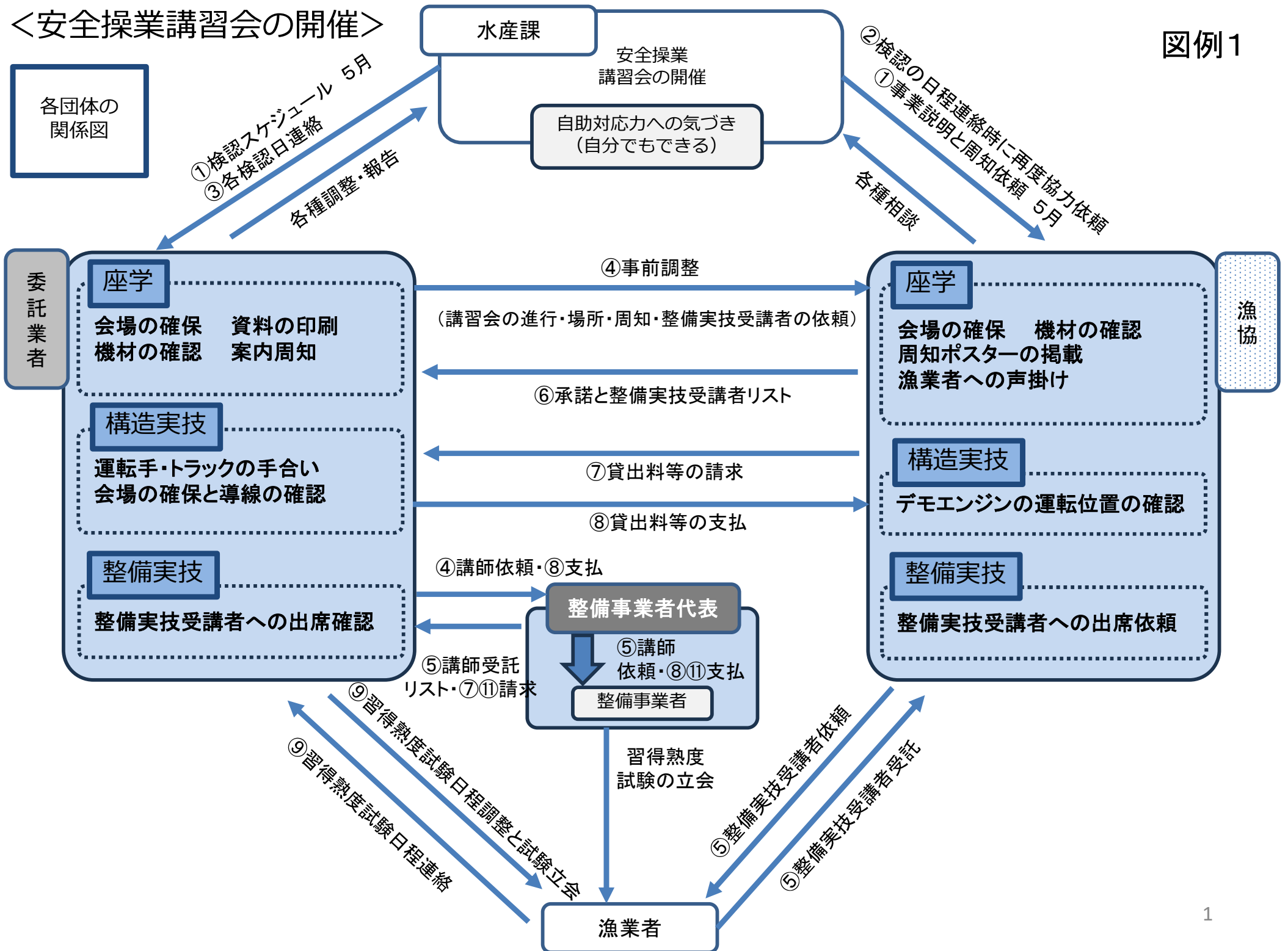
電話番号：098-866-2300

Eメール：aa048305@pref.okinawa.lg.jp（沖縄県水産課代表）

担 当：高江洲・中村

<安全操業講習会の開催>

図例1



<動画・HP作成>

図例2

